

平成30年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成30年3月2日（金曜日）午前9時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 第13号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第14号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第15号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第16号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第17号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第18号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 第2号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第3号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第4号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第6号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について
第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第9号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第10号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第11号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算
第20号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算
第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算
第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算
第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長 学校教育課長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者 兼出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成30年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、平成30年度当初予算を初めとする27件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のために十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いします。

寒さも少しは緩んできたようではありますが、議員各位には十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

寒さの中にも日差しが暖かいと感じる日がふえてまいりました。毎年美しく咲き誇る中央公園の葵桜、ソメイヨシノ、幸田文化公園のしだれ桜、今から開花が待ち遠しいところでございます。

さて、本日、ここに平成30年第1回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、平成30年度の当初予算を初めといたしまして、全部で27件の議案をお願いさせていただくものでございます。また、本日、即決にてお願いをさせていただきます幸田町教育委員会委員の任命に関する人事案件1件、平成29年度の補正予算関係につきましては、一般会計補正予算を初めとする6件でございます。このほか、幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを初めとする単行議案11件、そして当初予算関係につきましては、一般会計を初め9件の議案をお願いするものでございますが、後ほど私から施政方針と予算の概要を述べさせていただきます、提案理由とその概要につきましては説明させていただきます。いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、5名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長(杉浦あきら君) ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 山本富雄君 登壇]

○総務部長(山本富雄君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元のほうに、平成30年度予算の概要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成30年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時05分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を14番 伊藤宗次君、15番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月29日までの28日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月29日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分、11月分、12月分の3件、定期監査4件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、平成29年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成30年度予算の大要と施政方針につきまして今からお話をさせていただきます。朗読をもって、かえさせていただきます。

平成30年度予算の大要と施政方針

平成30年3月2日

幸田町長 大須賀一誠

町民とともに幸せづくり・まちづくり～子育て基盤の充実で、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指して～ということで、本日、平成30年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、我が国の景気は、企業収益が改善し、個人消費は持ち直すなど緩やかに回復しています。一方、先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善とともに、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、海外経済の不確実性等の影響に留意する必要があります。

このような経済状況において、本町の税収におきましても、企業収益の増収による法人町民税の増額や、納税義務者数の増加等による個人町民税の増額により、全体で対前年度8.3%増の85億2,350万円と見込んでおりますが、依然として景気の変動等に左右されやすい不安定な状況は解消されておられません。一方、歳出面では、障がい者福祉や児童福祉等に係る扶助費や、公共施設の老朽化対策が全国的にも課題となっておりますが、本町におきましては、これらの課題に合わせ、人口増加に伴う子育て基盤の整備や拡充も急務となっております。

このように、本町を取り巻く状況は、財政的には決して楽観視できるものではありませんが、このような状況においてこそ、人口の増加とともに本町がさらなる成長を遂げるためのチャンスと捉え、町民とともに、町民の幸せづくり、町民のためのまちづくりをモットーに行政運営を推進していく必要があります。新年度予算におきましては、町民の安全安心や障がいのある方、高齢者等への対応にも配慮しつつ、北部中学校の校舎増築や給食センター拡張準備等子育て基盤の整備、放課後児童クラブの拡充や子育て世代包括支援センターの設置等子育て環境の充実を重点的に盛り込み、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指して、可能な限りその負託に応えるべく編成をいたしました。

ここで、新年度の予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

平成30年度当初予算案の概要

1 予算の規模

平成30年度当初予算の規模は、一般会計及び7つの特別会計並びに企業会計合わせて236億7,349万円となり、前年度に対しまして4億7,396万円、2.0%減となっております。

一般会計につきましては、総額155億2,000万円（対前年度0.9%増）といた

しました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額2,139万円（同43.8%減）といたしました。用地の先行取得費が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、制度の県単位化に伴い、総額34億2,783万円（同10.8%減）といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額4億934万円（同2.2%増）といたしました。

介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込み、総額18億5,301万円（同4.7%減）といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、電線類地中化及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額2億2,377万円（同33.1%減）といたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設等の維持管理及び町債の償還に要する費用が主なもので、総額3億5,619万円（同2.2%増）といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債の償還が主なもので、総額7億5,349万円（同0.0%）といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億3,112万円（同0.2%減）、また、資本的支出にあつては、重要給水施設配水管布設工事を主なものとして3億7,735万円（同1.5%増）といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度6億5,450万円増（同8.3%増）の85億2,350万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸び等により、対前年度8,600万円増（同3.4%増）とし、また、法人町民税につきましては、自動車関連企業の増収により、対前年度5億4,900万円増（同212.0%増）とし、町民税の総額を対前年度6億3,500万円増（同22.7%増）の34億3,400万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地は農地の宅地化による増加、家屋は評価がえの減価による減少、償却資産は企業の設備投資の促進による増加を見込み、固定資産税の総額を対前年度4,400万円増（同1.0%増）の44億3,700万円といたしました。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることに伴い、対前年度500万円増（同5.5%増）の9,650万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりと、加熱式たばこへの移行により、対前年度2,300万円減（同8.4%減）の2億5,000万円といたしました。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向にあり、対前年度50万円減（同14.3%減）の300万円といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税の家屋分の評価がえの減価による減少により、

対前年度600万円減（同1.9%減）の3億300万円といたしました。

地方譲与税につきましては、実績を踏まえ、対前年度1,000万円増（同7.2%増）の1億4,800万円といたしました。

利子割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度60万円増（同6.4%増）の1,000万円といたしました。

配当割交付金につきましては、少額投資非課税制度の利用者の増により、対前年度1,100万円減（同27.5%減）の2,900万円、株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式売買の譲渡益の増加を見込み、対前年度200万円増（同8.3%増）の2,600万円といたしました。

地方消費税交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度4,000万円増（同5.7%増）の7億4,000万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により、対前年度100万円減（同5.3%減）の1,800万円とし、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しにより、対前年度800万円増（同10.7%増）の8,300万円とし、地方特例交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度800万円増（同20.0%増）の4,800万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金の増により、対前年度167万円増（同0.7%増）の2億4,184万円とし、また、使用料及び手数料につきましては、直接搬入ごみの処分に係る手数料等の増により、対前年度1,875万円増（同8.2%増）の2億4,807万円といたしました。

国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援整備交付金等の減に対し、障害福祉サービス費等負担金、社会資本整備総合交付金等の増により、対前年度1億5,387万円増（同13.5%増）の総額12億9,280万円とし、県支出金につきましては、子ども・子育て支援整備補助金等の減に対し、自立支援介護給付費負担金、道路橋梁改良費補助金等の増により、対前年度8,170万円増（同10.8%増）の総額8億4,137万円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入、基金利子が主なもので、総額837万円といたしました。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なもので、前々年度からの好調が続くと見込み、対前年度2億円増（同15.4%増）の15億2万円といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補填することとしていますが、全体の財源調整及び事業推進のために、財政調整基金、教育施設整備基金からの繰入を行い、対前年度8億9,596万円減（同56.9%減）の総額6億7,778万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主な収入で、対前年度138万円増（同0.

3%増)の5億926万円といたしました。

町債につきましては、全国瞬時警報システム受信機整備事業に500万円、町道野場横落線ほか道路改築事業に6,800万円、橋梁改修事業に2,200万円、北部中学校整備事業に1億5,000万円、六栗公民館駐車場整備事業に2,500万円とし、対前年度1億3,000万円減(同32.5%減)の総額2億7,000万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)につきましては、児童手当や障がい者福祉に係る扶助費の増により、対前年度3,140万円増、(同0.5%増)の総額64億7,165万円であります。

投資的経費(普通建設事業費・災害復旧費)につきましては、対前年度8,308万円減(同4.9%減)の総額16億1,021万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、議場放送設備改修工事、岡崎市こども発達センター整備負担金、幸田保育園大規模改修工事、道路新設改良事業(町道芦谷1号線他)、幸田駅前駐輪場整備工事、県営土地改良事業負担金、北部中学校増築工事、小学校給食用エレベータ改修工事等であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費等の経費の合計は、対前年度1億9,168万円増(同2.7%増)の総額74億814万円であります。主なものといたしましては、物件費においては、ふるさと寄附業務に係る委託料、維持補修費においては、町民会館各種設備に係る維持補修、補助費においては、消防指令センター共同運用負担金、その他、医療施設等整備基金への積立金等であります。

以上が、平成30年度一般会計予算の概要であります。

それでは、施政方針にまいりたいと思います。

改めて、私の施政方針を述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

社会経済情勢は、これまでの各種政策の効果もあって、少しずつ経済の好循環が実現しつつありますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

本町の税収につきましても、法人町民税の増加のほか、個人町民税、固定資産税ともに微増を見込んでおります。また、近年新たな財源となっておりますふるさと寄附金につきましても好調が続くと見込んでおりますが、依然として、景気の変動等に左右されやすい不安定な状況にあることは変わりありません。

このような状況ではありますが、これからも若い世代を中心とした人口増加とともに成長の続くまちであり続けるために、選択と集中によるメリハリの効いた行政運営を、町民の皆様とともに、皆様の御意見や御要望をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。そして、まちづくりの基本指針であります、第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ

安全・安心施策につきましては、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨等を教訓に、

災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地域の防災リーダーの養成を初め、地区防災訓練の実施を積極的に推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。また、近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を初めとする大規模災害に備え、災害時における役場職員の業務体制の再構築を図り、災害時でも効率的に活動できる体制づくりを進めてまいります。そのほか、民間木造住宅耐震改修費補助を初めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、四季の運動期間を中心に、地域や企業の皆さんの協力を得て、交通安全運動を推進するとともに、昨今の交通事故傾向に対応した効果的な啓発活動を展開してまいります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の点検を行い、児童・生徒の安全の確保に努めます。

防犯対策につきましては、防犯ボランティア団体の育成に努めるとともに、警察、地域、学校等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。また、防犯灯や防犯カメラの設置により犯罪抑止を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットの普及により多岐にわたる消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な住民の足となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施します。舗装路面の性状調査等に基づき、傷みの激しい路線・箇所を順次修繕を行ってまいります。また、道路橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁修繕工事を進めてまいります。菱池遊水地につきましては、関係地権者と調整しつつ、早期実現に向けて事業推進されるよう愛知県に働きかけてまいります。

公共交通の整備につきましては、3駅を拠点とした交通ネットワークの再構築及び駅施設のバリアフリー化など、使いやすい地域交通のあり方につきまして調査・研究してまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、内池公園の東屋改修を初め、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき県道及び区画道路の整備に取り組み、また、岩堀・六栗・里の3地区につきましては、都市基盤の整備を推進してまいります。

衛生的で、安心して住みたくなるまちづくりには、住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、「安全」、「強じん」、「持続」、の観点から水道施設の耐震対策として、避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化を図ってまいります。また、土地区画整理事業にあわせ、配水管布設等の水道

施設整備を進め、水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、土地区画整理地内の整備が進み、町全体では農業集落排水事業と合わせ整備はおおむね完了してきております。この良好な住環境を保全し続けるための健全で持続可能な下水道経営を目指し、公営企業会計への移行に取り組むとともに、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水10地区の公共下水道への接続に向けた各種手続に取り組んでまいります。

また、農業や地域の安全を守る排水機場やため池につきましては、愛知県や幸田土地改良区と協力して、耐震性の調査、計画づくり、改修に取り組んでまいります。また、新年度は県営土地改良事業として、菱池、鷲田及び新田の排水機場3地区と、宝谷池、石塚池及び柿田池のため池3地区の実施設業務、改修工事等を進めてまいります。

消防救急体制につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域化の推進による消防防災体制の整備が進められており、新年度からは消防指令センターの共同運用が開始されます。1秒でも早く傷病者のもとへ救急車、消防車等が駆けつけられるよう努めてまいります。職員に対しては、専門教育により質及び技術の向上を図り、現場活動に対応してまいります。

大地震を初めとする大規模災害の備えにつきましては、指定避難所を初め福祉避難所や救護所に必要な防災資機材を整備してまいります。また自主防災組織の可搬動力ポンプを更新し、地域防災力の充実にも努めてまいります。

消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、質の高い教育訓練を実施し消防力の向上に努めてまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

CO₂等温室等温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境の悪化は、地球全体の課題であり、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

家庭での効率的なエネルギーの使用を促す新エネルギーシステムを町民の皆様が導入する際の補助を行うとともに、次世代自動車の普及推進として、個人及び事業者に対する補助を継続してまいります。

ごみ問題への対応につきましては、資源循環型社会の構築に向けて一層のごみ減量・資源化を推進し、良好な生活環境の整備を図ってまいります。

なお、新年度は、一般廃棄物処理基本計画の改定年度であり、現計画の進捗状況の評価、見直しを行い、今後のごみ処理に係る施策を検討してまいります。

また、自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動等を通じて、子どもからお年寄りまで幅広く、環境保全やごみ減量・資源化に対する意識の高揚を図ってまいります。

墓地につきましては、地域の共同墓地環境整備に対する補助を行いながら、今後の墓地整備について引き続き検討してまいります。

また、蒲郡市幸田町衛生組合の斎場「セレモニーホールとぼね」は順調に稼働しており、健全な運営に努めてまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっておりますが、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行ってまいります。農地集積事業として農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援してまいります。また、担い手の育成に向けた農業研修や農業への理解を深める親子農業体験教室や箕輪町農業体験交流を行うなど、住民・町・生産者・JA等が一体となって農業振興を推進してまいります。

特産物の販売促進につきましては、地産地消事業を推進するとともに、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に向けてまいります。また、こうした産業まつりの充実を図るとともに、JAまつりや友好交流物産展等、町外イベントにて、特産物の宣伝やPRを行い、販売促進と町内購買力の向上を図ってまいります。

食育につきましては、第3次食育推進計画に基づき推進してまいります。

近年では特に地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体等との連携をし、新たな商品の開発など具体的な方策を検討してまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」の国道23号に接続している立地条件を生かして、町内外から訪れる方々に地域の農産物や加工品を提供し、また、樹齢300年と推定される筆柿の古木を活用するなど、全国に幸田町をアピールしてまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を、地域組織の協力を得て実施してまいります。また、個々の侵入防止対策補助やカラス等の捕獲等の事業につきましても引き続き実施してまいります。

農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等を図る対策としての多面的機能支払交付金制度につきましては、引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。

商工につきましては、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続するとともに、町内中小企業が持つ技術力をアピールすることで企業マッチングにつなげる見本市等出展に対する支援、新技術・新製品等特色ある新事業への取り組みに対する産業活性化支援事業により、中小企業の経営支援の充実を図ってまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援してまいります。

幸田駅前につきましては、駅前再開発を契機として、駅前駐輪場の整備推進、また商業の発展を図るべく、駅前商業地域の活性化推進として、にぎやかで活気あるまちづくりが図られるようイベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や彦左まつり、しだれ桜まつり、大井池桜まつり、あじさいまつり等、イベントの宣伝等に努めてまいります。また、魅力ある観光等の情報発信に不可欠なアイテム等を充実させることで、本町への誘客の向上を図ってまいります。

企業立地につきましては、平成25年度に策定いたしました企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーズーものづくり日本講演会ーを継続して取り組むとともに、愛知工科大学内に設置しました幸田ものづくり研究センターで実施している幸田ものづくり改善インストラクター育成スクール事業や経営改善事業、サイエンスコミュニティ事業、IoT推進事業等を通じて、企業の経営改善指導及び創業等に係るものづくり人材の育成支援を進めてまいります。また、国道23号バイパス沿線における新産業クラスターを推進するために、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

平成27年度に策定いたしました幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、スローガンである『幸田町の体力（産業力）の増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け、関係各課との連携を図りながら取り組んでまいります。特に、リーディングプロジェクトとして取り組んでいる自動運転事業については、「ウォーカブルタウンプロジェクト」として、地域と町の拠点を結ぶことで子どもや高齢者に外出の機会を創出し、世代間の交流を多くすることで地区と地区、世代と世代、人と人をなめらかなにつなぐといった、幸田町ならではの自動走行技術を生かしたまちづくりを検討してまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

救急医療対策におきましては、医療圏の救急医療の充実のため、平成32年度大学病院開業に向け、財政支援に必要な額を医療施設等整備基金に計画的に積み立てを行ってまいります。

健康の町推進事業につきましては、町民が主体的健康づくりに取り組むきっかけとして「健康マイレージ事業」を継続実施し、「第2次健康こうた21計画」の推進に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、子ども、高齢者の定期予防接種を推進するとともに、新たに「おたふくかぜ予防接種助成事業」を開始するなど、任意予防接種及び風疹対策として抗体検査及びワクチン接種に対する助成を行い、感染症予防に努めてまいります。また、新型インフルエンザ等対策として、引き続き蔓延防止のための対策・準備を進めてまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、引き続きがん検診の受診勧奨にも力を入れていきます。

母子保健事業につきましては、妊婦健診・乳幼児健診の実施、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業、一般不妊治療に対する助成等を継続的に進めてまいります。また、育児不安や虐待の予防にも寄与する「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施してまいります。

児童福祉につきましては、児童虐待の予防と対応を初め、「第3子が安心して産める子育て支援」を目標に掲げ、サービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。また、平成27年度からスタートさせた「幸田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業に取り組んでまいります。

特に、各保育園における就学前児童の受け入れとあわせ、高学年児童の受け入れを可

能とした坂崎第2児童クラブ及び急激な児童数の増加に対応した幸田第4児童クラブの新設を行い、放課後児童の受入環境の充実を図り、共働き等子育て世帯をより一層支援してまいります。それに加え、民間の認定こども園や事業所内保育事業への施設型あるいは地域型保育給付や健康診断に対する補助等の運営支援を行い、就学前児童の受入態勢を充実させてまいります。保育園の施設整備として、幸田保育園の園舎の改修を初め、園の設備更新等も引き続き実施してまいります。また、従来の児童館と異なり年齢の分け隔てなく多様な方々が利用できる多世代交流施設「豊坂ほっと館」を4月に開館し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。子育て世帯に対する経済的支援といたしましては、私立幼稚園就園奨励費補助金及び入園料補助金、児童手当等の交付・支給に引き続き取り組むことに加え、ひとり親世帯における保育料の負担軽減についても、取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできる環境整備が求められています。新たに始まります第4期幸田町障がい者計画に基づき、福祉サービスのさらなる充実を図ってまいります。新年度からは、障害者地域活動支援センターの管理運営を指定管理者に委託し、多機能型障害福祉サービス提供事業所として、より質の高い支援を提供してまいります。また、自宅で介護を行う人が病気の場合は、緊急に保護を必要とする方が、一時的に入所することができる施設の整備として、短期入所施設の実施設計を行うとともに、災害時に一人でも多くの生命を守るため、要支援者登録を勧め、円滑な避難支援がなされるよう配慮してまいります。

聴覚・言語等の障がいの方に対しまして、行政手続等が円滑に行えるよう、手話通訳者の対応時間を拡大するとともに、手話言語・障がい者コミュニケーション条例の制定に向けて、環境整備に努めてまいります。また、発達に心配のある子に対して、発達に関する相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、平成29年4月に開所した岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に、引き続き努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、新年度から始まります第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

また、認知症高齢者の増加が予想される中、認知症初期集中支援チームによる、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えるとともに、地域住民による見守りや介護予防事業の強化に努めてまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続や、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色あ

る教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、少人数指導、通級指導、特別支援介助等の人的支援に加え、非常勤養護教諭を新たに配置するなど、子どもたちの学習指導の充実を図るとともに、支援を必要とする児童生徒の一人一人の実態に合わせた、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、小学校において教科化される英語教育につきましては、さらなる充実を図るため、教員の英語授業研修のあり方を工夫するとともに、外国人英語講師の活用を進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、トイレ及び給食用エレベータ改修工事等の環境整備・維持補修にも順次取り組むとともに、印刷機など学校機械備品の更新に計画的に取り組む、よりよい学習環境を整えてまいります。

北部地区の児童生徒数増加への対応といたしまして、北部中学校の校舎増築工事を行ってまいります。この校舎増築工事につきましては、学校運営と並行して行うこととなりますので、子どもたちの安全面、学習環境に配慮し、円滑な工事实施に努めてまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心がけ、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図るとともに、児童生徒数増加への対応といたしましては、施設の拡張整備を計画し、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

「心豊かで笑いとしあふれる町づくり運動」を推進するライフサークル事業につきましては、本町を代表するイベントであります「こうた夏まつり」及び「こうた凧揚げまつり」を中心に、町民相互の親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。さらには、国指定史跡島原藩主深溝松平家墓所の整備を計画的に進めるとともに、歴史と文化の友好交流を継続してまいります。

また、文化の中心拠点となっているハッピーネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を初めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの人が文化芸術にふれることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から20年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、引き続き計画的な改修に取り組み、管理運営に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会等を開催し、町民がスポーツを通して地域のきずなを深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発

掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。さらには、多くの方々に利用していただいている町民プールもいよいよオープンから20年が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕を行いながら維持管理を行うとともに、その他の社会体育施設の整備も計画的に行い、安心してスポーツができる環境づくりに努めてまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果を上げられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画を精査し、将来に向けて必要となる事業については、時期を逸することなく確実に取り組むことが重要であります。各種事業の実施に当たっては、極力、補助金等の財源を確保するとともに、基金の繰入や起債の扱いについては後年度負担を慎重に考慮し、計画的に取り組んでまいります。

また、公共施設の借地解消につきましては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来にわたる財政負担の軽減を図るため、鋭意取り組んでまいります。

人員配置につきましては、重点施策に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、職員一人一人の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう努めてまいります。

公共施設の経費節減につきましては、公園灯のLED化を図るほか、電力調達におきまして新電力の活用により競争原理を働かせ、さらなる削減に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、平成31年度からスタートします第2次男女共同参画推進プランを策定し、男女がお互いを認め支え合い活躍できる社会づくりを進めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、多言語対応のほか、易しい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。また、引き続き高校生カンボジア派遣事業を実施し、広い視野を持って、お互いを理解し協力できる人材の育成に取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を初め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

情報の発信と管理につきましては、行政情報を迅速かつ正確にわかりやすく町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし、透明性を確保してまいります。また、平成29年度は島原市と姉妹都市を提携しましたが、新年度は姉妹都市交流も含め、町内外に向けた幸田町のプロモーション活動に取り組んでまいります。情報の管理におきましては、引き続き強固なセキュリティ対策に取り組むとともに、現OSのサポート

期間終了に合わせて職員用パソコンの更新を行ってまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、新年度から始まります第12次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、今もなお人口が伸び続けている現状を踏まえ、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組み、「第6次幸田町総合計画」及び「実施計画」に基づき、町民とともに、町民の幸せづくり、町民のためのまちづくりをモットーに進めてまいります。その諸施策に当たりましては、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、本定例会に御提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げまして、予算の大要と施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、第1号議案「幸田町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1号議案、議案関係資料は1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

第1号議案「幸田町教育委員会委員の任命について」でございます。中根晃委員が、平成30年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員として、山下英雄氏にかかる同意を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により求めるものでございます。

任期は、平成30年4月1日から4年間でございます。

次、2ページをごらんいただきたいと存じます。

山下英雄氏は、幸田町大字芦谷字幸田14番地1にお住まいで、昭和37年11月24日生まれの55歳でございます。

山下氏につきましては、大学卒業後、家業の呉服店を継ぐべく、岐阜市内にて4年間

修業され、平成元年4月に、幸田駅前通り沿いにあります「呉服のやました」に入社されました。平成13年5月には代表取締役役に就任され、地域密着型の商売に努められております。また、平成19年度には荻谷小学校PTA会長も務められ、そうした経験から教育にも深い関心をお持ちであり、お人柄も高潔にして温厚であり、なおかつ、まだ五十代半ばとお若く、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第1号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま、議題となっております第1号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第1号議案 幸田町教育委員会委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時24分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（杉浦あきら君） 日程第6、第13号議案から第18号議案までの6件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております「補正予算関係」をごらんいただきたいと存じます。補正予算関係につきましては、第13号議案から第18号議案までの6件でございますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、第13号議案「平成29年度幸田町一般会計補正予算（第5号）」についてでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、52ページから58ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,622万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億816万7,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては、4ページをごらんいただきたいと存じます。「第2表繰越明許費」のとおり、測量及び工作物収去移転実施設計業務委託事業につきましては、ハッピーネス・ヒル・幸田土地明け渡し等に係る委託業務であります。年度内完了が見込めないため、984万6,000円を限度額として、繰越明許をお願いするものでございます。

第3条「地方債の補正」につきましては、こちらにつきましても4ページをごらんいただきたいと存じます。「第3表地方債補正」のとおり、多世代交流施設整備事業につきまして、間もなく完成の予定であります。予定しておりました1億2,500万円

を限度とする起債につきましては、ふるさと寄附金を充てさせていただくことといたしました。全額、起債を取りやめるものであります。

道路改築事業につきましては、町道野場横落線の道路改築工事におきまして、予定していた額の国の補助金がつかなかったことによる事業規模の縮小に伴い、起債限度額を900万円減額とし、300万円とするものであります。

消防指令システム共同整備事業につきましては、起債メニューの変更と事業費の精査に伴い、起債限度額を8,800万円減額し、1億2,600万円とするものでございます。

それでは、主な補正内容の説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページからでございます。お願いいたします。

まず、歳入であります。

10款町税につきましては、法人町民税の法人税割におきまして、減額するものであります。これにつきましては、9月補正におきまして自動車関連企業からの予定納税を見込み、追加をしていたものであります。実際には予定納税がなかったことにより、減額するものであります。

次に、55款国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして、国民健康保険保険基盤安定負担金、認定こども園等施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金及び過年度分児童手当負担金について、歳出事業費の確定または確定見込みに伴い、予算を調整するものでございます。

国庫補助金におきましては、税番号制度の改正に伴う各種システムの改修費用に対する補助金といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費厚生労働省分補助金を、また、制度改正に伴う子ども子育て支援システムの改修費用に対する補助金といたしまして、子ども・子育て支援推進費補助金を、それぞれ新規計上するものであります。社会資本整備総合交付金につきましては、予定していた額の補助金がつかなかったことにより、減額するものであります。

国庫委託金におきましては、国民年金事務費交付金について、事業内容の精査により国民年金システム改修業務の一部を実施しなかったことにより、減額するものであります。

60款県支出金につきましては、県負担金におきまして、国庫負担金と同様、国民健康保険保険基盤安定負担金、認定こども園等施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金及び過年度分児童手当負担金について、歳出事業費の確定または確定見込みに伴い、予算を調整するものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

県補助金におきましては、子ども医療費補助金、介護施設等整備事業費補助金、施設型教育・保育給付費等補助金につきましては、歳出事業費の確定または確定見込みに伴い、予算を調整するものであります。愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金につきましては、住宅の耐震改修関連補助の申請が少なかったことにより、減額するものであります。

65款財産収入につきましては、芦谷地内にあります消防団旧第2分団第1部の詰所

及び土地の売り払い収入といたしまして、新規計上するものであります。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金におきまして、当初を上回る状況が見込まれるため、追加するものであります。また、坂崎小学校の施設充実のためといたしまして、小学校整備事業指定寄附金を、新規計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

85款諸収入につきましては、蒲郡市幸田町衛生組合返還金につきましては、額の確定により追加するものであります。社会保障税番号制度対応システム改修委託業務にかかわる負担金につきましては、当該委託業務を一般会計予算で一括発注しているものに対して、関係する特別会計から相応分を負担金として受けるものであります。こちらも額の確定により、減額するものであります。

次は、12ページをお願いいたします。

90款町債につきましては、先に説明をいたしました、4ページの「第3表地方債補正」のとおりであります。多世代交流施設整備事業につきましては、全額、起債を取りやめるものであります。道路改築事業と消防指令システム共同整備事業につきましては、それぞれ、起債限度額を減額するものであります。

続きまして、歳出でございます。

14ページでございます。補正予算説明書におきましては、14ページから25ページとなりますので、よろしくをお願いいたします。

主に、決算を見込んだ予算の整理となっております。順次説明をさせていただきます。

まず、各款に渡りまして、特別職の報酬、一般職の給与等、人件費の補正をお願いしております。内容につきましては、人事異動と不用額の精査に伴う減額が主なものであります。詳細につきましては26ページの補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、14ページにお戻りいただきたいと思いますけれども、15款総務費につきましては、総務管理費におきまして、総務管理事業で、ふるさと寄附金の追加に伴い、業務を委託しております楽天株式会社とふるさとチョイスに係る業務委託料を追加するものであります。また、電算運営事業では、社会保障・税番号制度システムの改修の仕様が確定したことにより、業務の委託料を減額し、また、LGWAN（エルジーワン）機器購入費につきましては、県と県内市町村で構成するあいち電子自体推進協議会が運営する行政専用のネットワークの運営に必要な機器を購入するものであります。来年度に協議会が一括購入し、各市町村は負担金を納める方法に変更されたことにより、全額を減額するものであります。

徴税费におきましては、税務総務一般事業で、企業の申告修正に伴い、町税の過誤納還付金を追加するものであります。

次に、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、福祉医療事業で子ども医療に係る扶助費が見込みよりも少なかったことにより、減額するものであります。

次に、14ページでございます。

国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計の事業費決算見込み等による調整のた

め、繰出金を減額し、臨時福祉給付金給付事業では、平成28年度臨時福祉給付金の給付額の確定により、既に交付を受けている当該補助金の返還金を新規計上するものであります。

後期高齢者医療事業では、平成28年度療養給付費負担金の額の確定に伴い、過年度分の療養給付費負担金を追加するものであります。また、後期高齢者医療特別会計における社会保障・税番号制度システム改修費負担金が不要となったことに伴い、繰出金につきましても同額を減額するものであります。介護保険事業では、補助対象事業費の確定見込みに伴い、介護施設等整備事業費補助金を減額するものであります。また、介護保険特別会計における社会保障・税番号制度システム改修費負担金の額の確定等に伴い、繰出金を減額するものであります。国民年金事業では、業務内容の精査により、国民年金システム改修業務の一部を実施しなかったことにより、減額するものでございます。

児童福祉費におきましては、認定こども園等支援事業で、制度改正に伴う子ども子育て支援システムの改修業務委託料を新規計上するものであります。また、事業費精査等により、認定こども園等に対する施設型給付費を減額するものであります。保育園管理一般事業では、雇用見込み人員の減により非常勤保育士の賃金を減額し、放課後児童対策事業では、幸田第4児童クラブの新年度からの開設に向け、必要となる消耗品費と備品購入費をそれぞれ追加するものであります。

18ページを次にお願いたします。

子育て支援事業では、嘱託職員の報酬を追加し、退職に伴い非常勤職員の賃金を減額するものであります。

次に、25款衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、予防接種事業で予防接種委託料を、健康増進法保健事業で健診等委託料を、母子保健事業では妊婦健診等委託料を、それぞれ減額するものであります。理由はいずれも当初見込みより受診者等が少なかったことによるものでございます。清掃費におきましては、一般廃棄物収集処理事業で、岡崎市へのごみ処理業務等委託料が当初見込みより少なくなったことにより、減額するものであります。また、分別収集事業で、資源物等の中間処理業務委託料が当初見込みより少なくなったことにより、減額するものであります。

次に、35款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、地域農政総合推進事業で、農振整備計画策定基礎調査業務の実施を次年度に見送ったことにより、委託料を全額減額するものであります。

次、20ページをお願いたします。

農地費におきましては、県営土地改良事業で、県営たん水防除事業の事業費の増額に伴い、負担金を追加するものであります。

次に、45款土木費であります。

道路橋梁費におきまして、道路新設改良事業で、当初予定していた額の補助金がつかなかったことにより、新設改良工事費を減額するものであります。また、用地購入費につきましては、地元調整等により次年度に送ることとしたため、減額するものであります。橋梁整備事業及び交通安全施設整備事業におきましては、いずれも、当初予定していた額の補助金がつかなかったことにより、それぞれ、工事費を減額するものであります。

す。

次に、22ページでございます。お願いいたします。

都市計画費におきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰出事業で、特別会計の事業費決算見込み等による調整のため、繰出金を追加し、下水道事業特別会計繰出事業では、同様の理由により、繰出金を減額するものであります。住宅費におきましては、住宅管理一般事業で、申請件数が当初見込みより少なかったことにより、耐震改修関連補助金を減額するものであります。

次に、50款消防費につきましては、常備消防一般事業で、額の確定に伴い、岡崎市への消防指令システム共同整備負担金を減額するものであります。

次に、55款教育費につきましては、22ページから25ページにかけてをござんいただきたいと思いますが、社会教育費におきまして、町民会館管理運営事業で、ハッピーネス・ヒル・幸田土地明け渡し等に係る測量及び工作物収去移転実施設計業務において、調整池の移設先の目途が立ったことにより、その土地の調査等に要する委託料を追加するものであります。また、町民会館の舞台照明・音響等の大規模改修が当初見込みより減額となったことにより、施設修繕工事費を減額するものであります。

以上が、第13号議案、幸田町一般会計でございます。

次に、特別会計に移ります。第14号議案「平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

補正予算書の27ページをお開きいただきたいと思いますが、また、議案関係資料につきましては、52ページと59ページ、60ページでございますので、あわせて御参照いただきたいと思っております。

まず、第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ9,444万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,821万6,000円とするものであります。

まず、歳入の補正の内容につきまして、説明をいたします。

補正予算説明書の34ページでございます。

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては、事業費の確定または確定見込による調整を行うものであります。

次に、36ページをござんいただきたいと思っております。

繰入金につきましても、事業費の確定による調整を行うものであります。

続きまして、歳出でございます。

38ページをお願いいたします。

総務費につきましては、一般管理一般事業におけるシステム改修費負担金の確定により、減額をするものであります。

保険給付費につきましては、療養給付費等の支払状況により、減額をするものであります。

次に、40ページをお開きいただきたいと思っております。

後期高齢者支援金等、介護給付金、共同事業拠出金につきましては、本年度の支払額の確定により減額をするものであります。

次に、42ページをお願いいたします。

基金積立金につきましては、歳入歳出の予算全体の調整を行うものでございます。

以上が、平成29年度の国民健康保険の補正内容でございます。

次に、第15号議案「平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。

補正予算書は45ページ、議案関係資料は52ページと61ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1,108万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,170万3,000円とするものであります。

まず、歳入でございますけれども、52ページをよろしくお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の追加と、繰入金を事業費の確定によりまして調整を行うものであります。

続きまして、歳出でございます。

まず、54ページでありますけれども、総務費につきましては、一般管理一般事業におけるシステム改修費負担金の確定によりまして、減額をするものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の保険料の増額分を追加するものであります。

以上が、後期高齢者でございます。

次に、第16号議案「平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。

補正予算書の57ページ、議案関係資料は52ページと62ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ4,990万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,918万8,000円とするものであります。

まず、歳入でございますけれども、64ページでございます。国庫支出金につきまして、システム整備費の確定による新規計上と繰入金につきまして、歳出の総務管理費の事務費、保険給付費、地域支援事業費の支払い状況により、一般会計及び基金からの繰入額を減額するものであります。

次は、歳出でございます。

66ページをお願いいたします。

総務費につきましては、システム改修費負担金の確定により、追加するものであります。

保険給付費につきましては、サービス利用者状況等から、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を調整するものでございます。

68ページをお願いしたいと思いますけれども、地域支援事業費につきましては、一般介護予防事業費を調整するものでございます。

以上が、第16号議案でございました。

第17号議案「平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。

補正予算書は71ページから、議案関係資料は52ページと63ページ、64ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

まず、第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,666万5,000円とするものであります。

第2条「繰越明許費」につきましては、74ページをごらんいただきたいと思います。「第2表繰越明許費」のとおり、土地区画整理事業費におきまして、国の追加補正に伴う工事請負費の年度内完了が困難なため、4,000万円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

第3条であります。「地方債の補正」につきましては、こちらにつきましても74ページをごらんいただきたいと思いますけれども、「第3表地方債補正」のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債の限度額を4,855万円に減額するものであります。

次に、歳入であります。

補正予算説明書の78ページをごらんいただきたいと思います。

国庫支出金及び町債につきましては、当初内示及び平成29年度末の国の追加補正にあわせ、減額をするものであります。

県支出金につきましては、対象事業費の確定により、追加をするものであります。繰入金につきましては、一般会計繰入金を追加し、収支全体を調整するものでございます。続きまして、歳出でございます。

80ページをごらんいただきたいと思います。

土地区画整理費におきまして、平成29年度末の国の追加補正及び対象事業費の確定により、工事請負費を追加、土地区画整理業務委託料、建設的負担金、物件移転等補償費を減額するものであります。

以上が、第17号議案でございました。

続きまして、第18号議案「平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

補正予算書は83ページ、議案関係資料は52ページと65ページでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ6,090万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,378万1,000円とするものであります。

第2条「地方債の補正」につきましては、86ページをごらんいただきたいと思いますけれども、「第2表地方債補正」のとおり、限度額を1,700万円に減額するものであります。

歳入につきまして、説明をさせていただきます。

歳入の関係は90ページでございます。お願いいたします。

補正の内容といたしましては、下水道新規接続が増加したため、下水道事業受益者負

担金を追加し、企業会計移行事業債を対象事業費減に伴い減額するものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出でございます。

92ページでございますが、下水道事業費におきまして、企業会計システムの導入を次年度としたことにより委託料を、既設管路補修箇所が減、並びに新規接続に伴う管路整備事業量の減により工事請負費をそれぞれ減額し、南部処理分区の下水処理経費増加により負担金を追加するものであります。

以上が、第18号議案でございます。

以上、補正予算でございますけれども、御審議の上、可決、承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第13議案「平成29年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2月21日に議案にかかわる説明会が開かれました。その説明会の折に、副町長は、13号議案について近年にない大幅な補正減となった、予算精査が十分であったかどうか、こういうようなことを述べられております。そうしたことも含めて、今回これだけの大幅な減収をされた、減額をされたということを見ると、じゃあ、29年度の当初予算はどうだったのか。ちょうど1年前の3月2日の日に29年度の町長の施政方針が述べられた。その中で、町税全体では減少を見込んでおりますと。そんな中でも後年度負担に考慮しながら、選択と集中の視点に立ち、メリハリの効いた行政運営を進めてまいります。基本的には先ほど述べられた30年度の施政方針と同一の内容。要は、当初予算で財政が厳しい厳しいといってね、町民に萎縮させながら、年度末ではどういう予算を組んだのか。こういうことが問われてくるわけですが、そういう点ではどういうふうにお考えですか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、平成29年の当初予算の時点で、税の見込み、こちらに

つきましては当初予算の段階では78億6,900万円ということで予算のほうを編成させていただいたということでございます。今回の最終予算額につきましては79億9,000万ということでございますので、1億ぐらい上振りをしたと、最終的に、ということでございます。また、年度途中で法人町民税が1億2,000万円ぐらい予想よりも上振れるというふうに見込んで、9月補正のほうはさせていただいたわけですが、予定納税のほうがなかったということで、今回9月補正で補正をさせていただいた分の1億2,000万円を今回また減額をさせていただいたということで、その辺の後のほうもしっかり精査ができなかった分ということではございますが、税収自体につきましては、予算ベースでいきますと80億を切っているというような最終予算の形になっているということでございますので、非常に厳しい状況ということは見込みどおりであったというふうには思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、結果を論じろというような答弁ですよね。当初予算でこれはえらいえらいとっておきながら、予定納税も見込んだけれども、予定納税がなかったと。なかったから、言ってみれば帳じりが合っちゃったと。だけど、そうしたときに、今回これだけの大幅な減という内容、当初予算も含めてね、途中での補正、補正はそんなに大きくなかったわけだな。といったときに、導き出されるのは何なのか。財政が厳しい厳しいと言いながら、仕事らしき仕事をせず、言葉遊び、文章あっても意味不明な内容で、この1年間、29年度の年度末を迎えて、暮らしてきたのではないのかということなんです。そのことによって、じゃあ、町民のおかれたことはどうやられたのかと。町長は、最近聞かれなくなってきた言葉に、プライマリーバランスと言われたし、29年度の施政方針の中で新たな戦略だとぶち上げたよな。この新たな戦略というものがぶち上げられても、年度末を迎えた一般会計の補正予算の内容から伺うと、そういったことはどのように反映されているのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成29年度の当初予算におきましては、過去最高に近いような予算総額ということで編成のほうをさせていただいたということでございまして、しっかり仕事のほうもさせていただいたというふうには考えております。ただ、その中で、ふるさと納税こういったものも好調であったと、予想を上回るふるさと納税の御寄附をいただいたということもありまして、この3月補正におきまして、もともと予定をしておりました起債の借り入れ、こういったものを少し取り下げさせていただくということで、今後のプライマリーバランスを加味して起債の借り入れも少なくさせていただいたという部分はございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、あなたが言われたプライマリーバランスとはそもそもどういう意味合いを持つのか。あなたの説明でいくと、どうにでもなるような感覚です。ですから、町長が盛んに都合のいいときはプライマリーバランスだといってね、やぶの中に引っ張り込んでわからなくしてきたと。しかし、その足元が見つからず。最近では、プライマリーバランスというのは聞けなくなったやつだね。ですから、その欠陥とい

うものがある。あったからこそプライマリーバランスという言葉が消えてなくなった。じゃあ、そもそもあなたが言われた内容のプライマリーバランスというのは、そもそも何なのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） プライマリーバランスにつきましては、歳入と歳出こちらのほうのバランスとなってまいりますので、歳入と歳出のバランスの中で歳入のほうが大きければプライマリーバランスというのは黒字になると。起債を除いた歳入と歳出のバランスということになってまいります。ですから、起債の償還の額というものが当然今後もあるわけですが、起債の借入れを減らすことによりまして、当然、公債費こちらのほうも下げていくということで、プライマリーバランスにつきましては、起債の残高を減らしていくということによって黒字化を保っていければ、将来的に黒字経営ということが引き続き行っていくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、今、あなたは起債のことを言われた。プライマリーバランスは、本来的には起債を加味するかどうか。加味したらいけないわけですよ。だけど、あなたが言われたように起債と公債費というのは性質が違うわけだ。起債をできるだけ借入れしないようにと言いながら、義務的経費である公債費はあるわけだ。そういうものを混乱をさせていくようなことがいいかどうかという点でいくと、プライマリーバランスということと、もう1つ、町長が久しく口にしないのが財政規律。財政規律とは、総務部長が言ったように借金をせず、借金をしなければ償還に必要な財源、公債費もないよと。要は、プライマリーバランスとは、収支が均衡していることですよと。財政規律とは、仕事をしなくてもいいですよ、あとは言葉の遊びとはったりとぶっかけをやっておけばね、どのみち町民がと、こういう感覚が町長の中にずっと根強く今でもある。こうしたときに、年度末の予算と、そしてちょうど1年前に述べられた施政方針、これは帳じりが合うわけよ、合ってこないといけませんよ。新たな戦略の取り組みだといって、ぶち上げた。じゃあ、何なのかといったときにね、プライマリーバランスも財政規律も、要は収支がバランスをとらないとあかんよと。収支がバランスをとることだけを重視していくと、やらないでもいい仕事とは言いませんが、仕事らしきことをしないで、あとは口で言葉の遊びで事を済ませていくというのが、この施政方針の内容だ。そういう中で、後年度に考慮しながら選択と集中の視点からメリハリの効いた行政運営を進めます。これは、30年度と一緒に内容ですよ。という点でいくと、後年度負担に考慮しながらというのは、借金をすると後年度負担があるからもうやめだよと。選択と集中の視点に立ちと、じゃあ、何が選択と何が集中かといったら、何も書いてないわけです。29年度ですから、29年度の施政方針の中でもこれが言葉の遊びだと。文章あって中身なしと。じゃあ、選択と集中とは何なのかといったら、町長好みの仕事を集中してやりましょうよというだけのことなんだ。そうした中でメリハリの効いた、じゃあ、メリハリの効いた財政運営・行政運営をされてこられたのかと。29年度の施政方針に照らして、年度末を迎えたこの13号議案の中にどう反映されているのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 財政規律というお話でございます。財政規律につきましては、当然将来を見据えた事業展開をしていく。その中に、当然、起債をいっぱい借りて行うということは将来に負担を残すということになってまいります。そういったことも含めて財政規律といたしましては、たくさん借金をしてやっていいですよということではないと。当然、持続可能なまちづくりということでございますので、将来を見据えた起債の借入れ、こういったものも考えていくと。要するに、起債の償還まで考えた借入れを行うということだと考えております。

また、選択と集中に関しましては、平成29年度では特に子育て、こういったものを事業に期待をしまして優先順位のほうをつけさせていただいております。その関係で選択と集中ということで、29年度につきましては、若い世代を中心に人口が伸びているという中で、子育てを中心にした認定こども園だとか保育の関係、それから児童館、こういったもののいろいろな子育て関連の仕事、こういったものを中心に行わせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから将来を見据えた、これは借金をしようとしまいと、財政運営・行政運営というのは場当たりではあかんよと。幸田町という自治体がずっと続く限り、将来を見据えた財政運営・行政運営をするのは鉄則ですよ。それを金科玉条のごとく将来を見据えたというのは、当たり前のことを当たり前と言って、ごまかしていくというのは町長と一緒に。当たり前のことを当たり前やって、さあ、どうだといって胸を張ってね、俺はと、こういう感覚でしょ。ですから、そういう点からいけば、後ほど30年度の施政方針についても議論の対象になってまいりますけれども、しかし、今は13号議案の内容であります。そうしたことを含めて、これだけの補正減を出した。先ほど申し上げたように副町長は近年にないという点でいくと、予算精査が十分でなかったということを副町長は説明の中で述べておられます。これは2月21日ですから、説明を聞いただけで、そのよしあしは今議論をするしかないわけだ。物が言いたかったら通告せよと、こういう内容でありますけれども。そういう点からいって、この補正予算の内容を、じゃあ、当初予算と照らし合わせていかなものかという点が、私は年度末を迎えるに当たって、議会が精査をし指摘すべきことは指摘をしていかないと議会の存在理由はないと、私はそう思う。そうしたことも含めていくなれば、この13号議案の補正の内容、そういう点は先ほども申し上げたけれども、ただ、ここで気になるのはね、あなた方の国の補助金がつかなかった。国の補助金がつかなかったという意味合いは2つあると思うんです。1つは、そんな目くらましでぶっかけをぼんと打って、国の補助金をこれだけ見込んで、こんな事業をやろうと。結果的にあかんかったよと、だから減額しますよということと、もう1つは、国の補助金を要求する、その実現のための政治力という点からいくと、町長の政治力というのは何だと。言葉あって中身なしと、口先だけでちゃらこらちゃらこらやって、目先をごまかしていく。これが町民にとっての政治力であれば、それは見てとれたりだ、枯れ尾花だ。幽霊の正体見たり枯れ尾花だ、こういうことわざもありますけれども、相手は国ですよ。国に補助金獲得のためにどれ

だけの政治力を町長は果たしてきたのか。こういうことが問われているけれども、結果的には国の補助金がつきませんでしたと、だめでもございましたと、私はこんなものですよということは絶対に言わない、国が悪いんだと。じゃあ、町長の言った内容がどこで精査をされるのかということが問われてくるわけですよ。そうした点で、国の補助金が大きく減額した。減額したというのは、ぶっかけとはったりでやってきましたよということの証明でいいでしょ。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、場当たりのことではだめだと言われたことにつきましては、私もそう思っております。そういったこともあり、今回ふるさと納税が4億円の寄附金のほうを補正をさせていただいたということですが、多くのふるさと納税をいただいたと、全国の皆様からお力をいただいたという部分もありまして、幸田町の将来のためにそういった起債の借入れを今回減らさせていただくというようなことをさせていただいているということでございます。

また、あと国の補助金がつかなかったということにつきましては、当然いろいろな事業に対して、私どものほうでも基本的には国の補助金につかない事業に関しては先送りしますよという姿勢で行っております。極力町の一般財源を使わずに国のお力をかりてやっていくということを念頭に置いているということですが、その面におきましては、町長もいろいろと東京のほうにも陳情というようなことも行っておりまして、いろいろお願いをしているということですが、それでも当然全てがつくわけではございませんので、つかなかった分につきましては今回全て精査をさせていただいて、減額をし、また次年度以降に検討させていただくことにさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が冒頭申し上げた1年前の3月2日の日に、町長の施政方針は、未来の笑顔につながる環境づくり、ともに育み、多世代が生き生きできるまちを目指すと、こういうことでもございました。そういう内容で、その具体化が図られてきたということですが、そうしたときに結局町長の言うところの町税全体では減少を見込み、そういう中でも後年度負担に考慮しながら選択と集中の視点に立ち、メリハリの効いた行政運営をと。町税が減る、自主財源が減りますよと。自主財源が減る、そうした中で後年度負担を考慮しながらというのは、借金もそこそこで抑えていきますよと。こういう視点と観点に立って、メリハリの効いたというのはどういうことですか。どういう内容がメリハリが効いているのかということで、まさに言葉あって中身なし、文章あっても意味不明ではないですかということをお尋ねしている。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 町税の減収、これについては先ほども御説明をしましたが、80億を切る予算という税収であるということでもありますので、明らかに町税としましては減収になってしまったということでございます。それに対して、借金も限定的ではあっても借金をしてやれる事業をやっていくと。ただ、やりたい事業を全てやるというわけにはいかないということでもありますので、優先順位をつけて、29年度につきましては

は子育て関係こちらのほう、学校の関係、それから児童館、保育園、こういったものの関係で子育てを中心に事業を行っていくというような形で、メリハリという意味ではつけさせていただいたというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

11番、池田君。

○11番（池田久男君） 1点、お聞きをしたいと思います。

補正予算関係、26ページで、給与明細書が載っております。各課にわたって職員の給料、手当等が大幅に減額になっております。近年にない大幅な減額だと思っておりますけど、この理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、人件費の関係での補正ということで、今回の補正は総額で1億7,300万の一般職の部分ではあると。この内訳としては、給料で7,100万、また職員手当で5,800万、また共済では4,400万、合わせて1億7,300万という大幅な減額となっているということでございます。これについては近年にない大型の減額ということで、昨年度は8,870万ほどですか。その前の平成27年も8,300万ほど減額をしておりますけれども、今回はそれを一桁超えた部分で大幅になってございますけれども、この辺の関係は分析を行っておりますが、なかなか詳細なものはございませんが私なりに丁寧な答えさせていただきたいと思っておりますけれども、大きく分けて2つあるかと思っております。その1つ目は人員的な要因という形で、例えば、定年ではなく年度途中の退職があったり、また育児休業の関係も新たな育児休業、もしくは育児休業を復帰する予定が復帰していないとか、そういった部分でいわゆる育児休業の延長ですね、そういった面もある。また、最近ですと、応募退職者制度という形で応募の退職ですね、昔で言う勧奨退職ですけれども、そういったものの数の不確定、こういったものの見込み違い、こういったものがざくっと申し上げますとそれで6,000万弱、5,800万ほどの減額の部分になるかなと。残る1億1,000万強となりますけれども、これについての減額の要因としましては、これは分析しますとなかなか難しい部分がございますけれども、平成25年の機構改革を行っておりますけれども、それ以来、継続して全体的に補正予算と決算を見ますと、徐々に差がふえてきていると。その背景には、機構改革で6部24課が8部27課と、2部と3課増設されたということで、その組織細分化に伴うそれぞれの積み上げで計算されている部分がありまして、それがそれぞれ割り増していくことによって、全体ではその部分が大きくなって膨らんでしまったというのが大きな要因ではないか、これが2点目の要因となると思っております。それ以外にも、人事院勧告がこの5年間ベースアップという形でふえてきているのも見込んだり、また標準報酬制の制度、この辺も厚生年金の一元化に伴ういわゆる負担の部分でそういった変動要因が大きいというふうな状況から、実際これは言いわけになってしまいますけれども、前年度の予算を差し引きしながら積算してきたというところ辺が決算ベースではますます大きな差が出てきてしまっている。その背景にも、職員の年齢的な部分も若返ってきております。平成25年から大幅に退職をされ、また新規採用をしておりますけ

れども、いわゆる職員の単価は下がってきております。そういったものも本来配慮しながら減額していかなければいけない部分がございますけれども、それがなかなかこういった人事部局の給与計算の積算の部分では、それをなかなか思い切って切ることができていなかった。その背景には、今回の補正でも6款11項目、目の数としては11目補正をさせていただいておりますけれども、それぞれの予算の中で積み上げた中でありますので、小さな皿を集めますとどうしてもその余裕があつて、大きな皿であればその余裕は少ないと思いますけれども、やはり款、項、目別に、用途を一般管理費として目で予算計上をしている人件費でございますので、その部分がどうしてもこの差がでてきてしまっているということでございます。そういった背景がある中で、今後のことということも含めて、今回思い切って大幅に1億7,000万切らせていただきながら、来年度の予算についてもこういった観点でしっかり切り詰めながら進めていきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君。

○11番（池田久男君） 予算では大体前年度の10月、11月の秋に大概決まるものでございます。今の部長の話ですと、退職者と新規採用の部分で若返ったということで多少なりとも減額されたということがございますけれども、いわゆる今まで少しずつ少しずつたまっていたものをここで一遍に整理させたということに理解してよろしいでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、るる私のほうで丁寧に答えさせていただきましたけれども、それが分析だけであつて、実際にどう対応できるかというのはなかなか難しい問題がございます。こういった予算積算に当たってしっかり精査しながらもございますが、どうしても計上する上では多少の余裕幅を持ちながら、年度途中での補正は今までは科目間流用という形で、いわゆる総額の人件費減額はしていなかった分をこの3月補正で一気に削っている状況でございますけれども、今後当初予算を切り詰めながら積算しておきますけれども、実際に年度途中でそういった総額の補正が出てくる可能性は逆にあるかもしれませんが、これは財源が伴うものでございますので、そういったことを加味しながら慎重に積算をしながら、今回大幅に切らせていただきながら、今後の取り組みについてもまだまだ課題が残る部分がございますのではっきり言うことはできませんが、そういった努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 11番、池田君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳入でお伺いをいたします。2点ございます。

財産収入でございますが、土地建物売払金で旧第2分団の第1部の土地の売り払いでございますが、この面積と、それからこの売り払いに当たっての要件とございますか、そうした何かがあつたのかということをお伺いをいたします。

次に、寄附金でございます。小学校整備事業指定寄附金で坂崎小学校への指定寄附ということでございましたが、これはどういう内容のものかお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 御質問のありました旧第2分団第1部の車庫兼詰所跡地の売却でございます。旧の車庫において同一敷地内に防火水槽がございましたので、その部分は引き続き利用するという事で分筆をさせていただきました。売却面積にありましては156.44平方メートル、それに上ものの建物がそのままついた状態で売却をいたしております。売却に際して条件でございますけれども、引き渡し後、5年間は風俗営業類に使用しないことというような条件を付加いたしまして、第一種住居地域でございます用途に合った利用ということでお願いしている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 教育費寄附金160万円の内容はということでございます。坂崎地区にお住まいの方が地域に貢献したいということで、寄附をしたいという申し出が役場のほうにございました。その申し出を受けまして、役場の中で調整をさせていただきまして、学校に充てさせていただいたらどうかということで申し出者にお伝えをしたところ、それはいいということで小学校の授受ということで充てさせていただくということで、寄附という形でお受けをしたものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 土地の売り払いでございますが、建物付で売却ということでございますが、これは公募による売却なのか、それとも既に目星をつけて売却なのか、あるいは、申し出による売却なのか、その点についてお聞きをしたいということでございます。5年間はほかの用途にしないということでございますが、そのような確約と申しますか、そういうものについてはちゃんとした書類で残しておられるのか、その点についてもお聞きをしたいと思っております。それから、防火水槽もあるということでございますが、それはそのまま使用ということで、この分は町有地ということで残されたのか、その点についてもお尋ねしたいと思っております。

次に、坂崎小学校への寄附でございますが、これはお1人なのか、それとも複数の団体なのか、その点についてもあわせてお聞かせいただけたらと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、売却に係る手続的な問題でございますけれども、これは広く一般に公募をいたしたものでございます。広報にも載せておりますし、広く一般に公募をいたしております。ですから、特定の方を決め打ちでやったものではございません。それで、残りの水槽につきましては、64.33平方メートルが残ったわけでございますけれども、それは引き続き町有地として管理をさせていただくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 寄附のお申し出をいただいた方につきましては、匿名希望の個人様お1人でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案「平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳出でお伺いをいたします。

基金の積み立てが7,697万8,000円ということでかなり残ってきておりますけれども、この基金を積み立てをされて、基金残高は幾らになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、補正をお願いしております部分を加えまして、現在のところ29年度末におきましては、2億5,707万1,000円を今予定をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成30年度から県単位化になるということで、この基金の活用といいますか、そうした点でこの2億5,700万、この金額をどう次に生かして使うかというその辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この基金につきましては、次年度からの国保事業の県単位化に備えまして、県のほうに納付金として、当然保険税と合わせまして納付金を賄っていくというものに対する財源にしていく予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基金が納付金の財源とするということにされるわけですが、納付金の考え方というのは、これは加入者、被保険者からの保険税という形の中で集めたものが納付金として納められるということですが、次年度におきましては収納率が98%でしたかね、たしか見込みをされておられるという中で、その不足分を補ってペナルティがつかないようにしていくという、そういう考え方のもとでやられるのかということですが、今の説明を聞いておきますと、そのように受け取れるわけですが、この基金を国保税の引き下げということのこういう考え方はなかったのかということですが、その点についてもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに国保運営に当たりまして、次年度からの納付金に対します財源とするという考え方でございます。現在このように基金がたまっている考え方の中で、当然税としましての見込みのほうも立てているところではございますが、現状で確かに納付金に充てていくという、引き下げるといふ考え方を選択肢の中にはあるわけですが、現状をまた新年度予算の中でも御説明させていただきますが、現状の負担割合を維持しながら、そこで足りない部分についてを基金、繰入金等を活用していくという、そういった考え方でいくというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは予算にも関係するわけでございますので、これで終わりますが、しかしながら、3月末では国保の基金残高は2億5,707万1,000円ということで、これを県単位化に当たって納付金の不足分の一部に充てていく、この財源にしたいよというこの考え方でこれから進みたいという考えの確認でございますが。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 当然、基金の用途ということでございますので、納付金の支払いのほうに充てていくという考え方で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この中で特にマイナンバーの関係ですよね。マイナンバーの関係が国から入ってきて、歳出で落とす。次の介護も後期高齢も同じような仕組みにしている。先ほどの説明でいきますと、これらの関係からの組み入れをするというような、よくわかってわからないような説明がありました。まずこの内容はどういうことなのかということです。1つは、国のほうはマイナンバー、マイナンバーとって個人情報は何としても知りたい。こういう中でこういうシステムを、それは国の一員ですから、予算化して仕組みを徹底したいというのはわからないでもないですが、国民の中ではマイナンバーに対する拒否反応というのは非常に強いわけですよね。そうしたときに、この予算を背景にしても、あるいはしなくても、あなた方は窓口に来た住民に対して、マイナンバーの記入についてはどういう対応をしているのか。つまり、記入してくださいよという記入を促しているのかどうなのか。本人の意思で記入をしないといったときに、ここはまだ記入がありませんがなんていうのは、記入を強制をし促すということにつながってくるわけですが、どういう対応をされておられるのかというのが1点。

それから、歳出の関係で保険給付費。その中の出産育児一時金が504万円減ということですよね。これは、結局当初予算ではぶっつけたのか。これだけの関係でいくと、当初予算の対比でいきますと1,360万円というふうになってくると、ぶっつけたなというふうに見込める。そういう点からいくと、当初予算では新生児、いわゆる出産育児金ですから新生児が何人いて、結果的にここで504万円減という点でいくと、実態として大きく乖離したのではないのかなということですが、その説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、議員のほうからマイナンバーの取り扱いにつきまして、窓口の対応をとということでございます。確かにこれは法の取り決めに基つきまして記載欄というのがあるわけでございますので、こちらに関しまして窓口でまず記載は求めさせていただくことにはなるわけではございますが、御本人の御意思によるような状況で記載いただけないような場合があります場合に、これを書いていただかないと書類は受け取れないとか、そういったような形での強制的に記入を求めているような対応をしているものではないということでございます。あくまで法では決まっておりますが、御本人が書く書かないということにつきましては、そのときの対応によって本人が

書かなければ記載なしという形でも受理はさせていただいているような状況であるということでございます。

それから、出産育児金のことについてでございますが、これは確かに当初予算におきましては、予算では45名を見込んでいたところではございますが、そちらのほうが決定的な見込みでは33名になるというような内容で、それに基づきまして減額を行わせていただく内容であるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特にマイナンバーの関係でいきますと、確かに国としては記入してくださいよということは言っていることも事実。しかし、その記入を促したり、あるいは記入がなかったときにここにないと、こういうのは司法の趣旨に反するわけですよ。国のほうは、記入していただきたいというだけのことです。記入がないから、ちょっとここが空欄ですがなんていうことは絶対に言わないですよ。国の機関の1つである税務署、私はつい最近確定申告を行いました。申告用紙を持って、岡崎税務署に行って、見て、内容を点検してくれということは言わない、こっちも言わない、向こうも点検する。してくれといえやりますけれども、ただ、そうしたときに、マイナンバーが書いてありませんがよろしいですねといったら、どうぞと。そちらに投入口がありますので、申告書はそちらに入れてください、そういう趣旨で、マイナンバー云々、記入があろうとなかろうとという対応をしていることはあるわけです。そのことによって不利益があったのかということです。先ほど申し上げたように、私は、2月5日の日に確定申告を岡崎税務署にマイナンバー記入なしで提出をいたしました。2月28日に申告どおりのしっかりかぱっと取られたものだから還付があった。納付のときはあかんですよ、納付はぐたぐたぐたぐた言われてね、物のついでに書けなんていうことを言われてね、しょうがないなというね。還付のときに、そういうことはないはずなんです。そういう点からいくと、要は窓口であなた方が個人情報にかかわる問題について、本人の意思を確認をしたり、記入を促すということは法の趣旨から外れておりますよ。国税庁自身も記入は御自由ですという通知を出してる。そういう点からいくと、窓口対応として今あなたが言われた記入の確認だとか、記入漏れはございませんかというような、記入を強制したり促すような対応の仕方というのは、法の趣旨からいってもおかしいというふうに思うわけですが、そこら辺は現状のあなた方の認識と、今後、先ほど申し上げた税務の関係でもね、国税庁は記入はお願いしておりませんと、こういう通知を出してる。そういう点から含めてどう対応されるのか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もちろん私どもは法の取り決めとか運用にかかわります各種通達等、そういったものを当然遵守した形で業務のほうはとり行わなければならないというふうに考えているところではございますので、そういったことに反するような形の本人に意思の確認ですとか、記入を促すとか、そういったような対応が基本的にはあってはならない。記入に関しては、欄はもちろんあるわけですので、これを書きいただくことは法の中では決まっているかというふうに思いますけれども、ない形であっても当然書類としては受理させていただきながら運用をさせていただくという考え方でご

ございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第15号議案「平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案「平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域支援事業費について伺います。新総合事業が今年度から実施をされてきたわけですが、その中で、最後になって追加ということで上げられて増額されているわけでありまして、この見込みですね。介護予防教室の利用者が増加したということは、見込みが甘かったのかどうなのかということでございます。それと、利用者が増加したことによって、今度はその受け皿、この整備充実、この点についてはどのように対応されておられるのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいまの一般介護予防事業に關します御質問をいただいたところかというふうに思っております。今回50万円の委託料を追加をお願いをしている内容でございます。介護予防事業につきましては、医師会ですとか柔道整復師会、歯科医師会、それから認知症予防の教室、公文等をお願いをするような形で進めているところではございますが、医師会にかかわる運動教室の部分が当初よりも希望者が多かったというようなことで、回数等をふやす関係でこちらのほうの増額をお願いする内容でございます。当初の見込みが甘かったといえ、これくらいかと思っていたところにもう少し人がたくさん集まっていたら、教室を開催することができたということかなというふうに思っているところでございます。また、受け皿に関しましても、引き続きさまざまな事業者と連携協力を図りながら、今回の増額のものはもちろん今後とも充足させていくように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要支援の方たちの通所介護、ホームヘルプサービス、それが介護保険のほうから外され、それが地域支援事業という形の中で実施をされている。そうしたことによって、こうした介護予防教室等を開きながら介護予防に取り組むということですが、何はともあれこの受け皿がなかなか決まっていけないという中で、今現在どれぐらいの受け皿の拡大が図られたのかということと、それからもっとももっとこれからふえてくる可能性もあるわけです。そうした点におきまして、どのようになっていくのかということですが、前にもお願いをしておりましたけれども、例えば介護予防教室等やあるいは新総合事業にかかわる事業をよく住民にわかりやすく、どのように参加していくのかとか、そういうようなものを体系図できちんと示すべきではないかということも言ってきましたけれども、その辺のところは今現在どのようになっていくのかということですが、皆さんがやっぱりわかりやすいものにしていくのが一番いいのではないかというふうに思いますので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員がおっしゃられますように、今年度から新総合事業ということで進めさせていただいているところでございます。受け皿についてのところがありますが、実際に確かに事業的にちょっと立ち行かないといえますか、事業者としては決して今ふえている状況ではないというところだったかなというふうに思っております。せっかく介護予防のこういった事業所として手を挙げていただいたような事業者が、その後、きちんとそういった介護予防の事業が進められるように、こちらとしても今後とも支援をしながら、事業所の拡大ということについては引き続き努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、この事業が全体的にわかりにくい、全体が一目でわかるようなPR、あるいは体系図というようなことに関しましても現在作成をして、もちろん一目でわかって対象の方にはぜひサービス利用が図れるような形で進めていきたいというふうに考えているところでございますので、もう少しお待ちいただいて、そちらのものについてはまたお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案「平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案「平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 他会計移行事業という形の中で、歳入で起債減ということと、もう1つは地方債が変更されたということも含まれますが、それは具体的には、今の移行作業が何か支障があったのか、それとも極めてスムーズに進んで何の支障もないという形の中で予算としてそれを裏づけたのかどうなのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今回お願いをしております補正予算の中で、企業会計移行支援システム構築業務の委託料にて3,000万円の減額をお願いしております。当予算では、サーバーの設置を含めたシステム導入にて当初予算の措置をお願いいたしましたが、本年度に入りまして、このシステムは、予算、支出負担行為処理などの日常的な執行管理、日計表の作成などの決算管理、資産の分類と耐用年数の管理などの固定資産管理を基本的機能としたものであります。専用サーバーを設置するオンプレミス型が従来よりあったのですが、最近ではサーバーの必要のないクラウド型が総合行政ネットワークLIGWANを使った構成でサービスが提供されております。担当課の中で協議を重ね、クラウド方式は災害によるデータ消失リスクも少なく、初期導入コストも専用サーバー設置に対し安価でありますので、この総合行政ネットワークLIGWANを利用する構成のクラウド型企業会計システムの導入方針を決めました。このことにより、クラウド型は実は導入時点より使用料が発生いたします。導入は、企業会計移行タイミングの平成31年4月運用開始を目標に平成30年度としたいと考え、今回このシステム購入用の3,000万円について減額をお願いしたものでありまして、移行作業そのものはその中身を十分に検討しながら進めております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、サーバーシステムからクラウド方式に移行をしましたよと、こういうことですが、それはいわゆる技術の進展という形の選択肢なのか、それとも当初からサーバーの関係もクラウドの関係も選択肢の中にあつた。あつたけれどもサーバーだという形にしてきたけれども、世論趨勢の中で取り残されてはいけないから、サーバーからクラウドに変わったよと、こういう意味合いなのかどうなのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成29年度当初予算編成の折にもクラウド方式はございましたが、実は、その通信形態が総合行政ネットワークLIGWANによるものではございませんでした。総合行政ネットワークLIGWANによるサービスが始まったのは、本年度に入ってからであります。実は、これを受ける形で、企業会計に先行しております水道事業のほうも29年の4月からクラウド方式に変わっております。こういった状況を踏まえて、本年度の11月に所管課の検討会議で、こちらのクラウド方式のほうで進めたいというような考え方をまとめました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 若干的が外れるかもしれませんが、クラウドという関係からいきますと、クラウド方式については、テレビの中でもクラウド方式というものが宣伝されて

おりますよね。それは、必ずしも今言ったことと若干違うかもしれませんが、テレビのコマーシャルの関係からいけば、マイナンバーもクラウドと、こういう内容のコマーシャルだという点からいきますと、クラウドというのは結構早くから採用されていた方式の1つだという点からいくと、必要にして十分な双方の検討がなされたのかという点が疑問に残るわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） クラウド方式とサーバー方式の比較検討は、所管課にて行っております。クラウド方式のほうが先ほど申した形で、データの保護の安全性と初期投資の関係で利点があったわけですが、1点、通信を行って企業会計のシステムのやりとりを行うということで、その安全性について若干民間のネットワークを使うのは不安がございました。ところが、これについて29年4月よりLGWANで使うことができるようになりましたので、この点のデメリットも解消できた、このような判断をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま、議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案6件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第13号議案「平成29年度幸田町一般会計補正予算（第5号）」を原案ど

おり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案「平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案「平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案「平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第17号議案「平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第18号議案「平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、原案どおり可決されました。



日程第7

○議長（杉浦あきら君） 日程第7、第2号議案から第12号議案までの11件と第19号議案から第27号議案までの9件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案、第2号議案から第12号議案までの11件につきまして、まず提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページからでございます。よろしくお願いいたします。

議案関係資料につきましては、4ページから6ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第2号議案「幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、一般職職員の給与に関する法律の改正がされ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、損害補償基礎額の加算額を変更するものであります。

加算額につきまして配偶者は333円から217円へ、子は267円から333円へ、今まで配偶者がいない場合の子の1人目は333円、配偶者と子がいない場合の扶養親族の1人目は300円から子は全て333円へ、扶養親族は全て217円にするものであります。

その他、引用条項を整理するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案関係資料につきましては、7ページから17ページでございますので、よろしくお願いいたします。

第3号議案「幸田町手数料徴収条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、人件費、物価水準の変動に伴う標準額との乖離が大きくなっている点及び事務内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数料の改定をするものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の9ページでございます。

議案関係資料につきましては、18ページから19ページでございますが、第4号議案「西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について」でございます。

提案理由といたしましては、西三河地方教育事務協議会の担任する事務に係る規定の変更及び組織の見直しに伴い、必要があるからであります。

本協議会は、西三河7市1町で構成しており、その規約変更については、各市町の議会の議決を必要とするものであります。

変更の概要につきましては、主に2点でございます。

その1点目「担任する事務」につきましては、現行、当協議会が管理し、及び執行す

る事務の1つとして「小学校および中学校の教科用図書の採択に関する事務」と規定されていますが、この表現ですと、当協議会が教科用図書の採択を行うと誤って解釈される恐れがありますので、厳密に「西三河教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務」という表現に改めるものであります。

その2点目「組織の見直し」につきましては、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、関係市町が新教育委員会制度に移行しつつあることから、「会長の選任対象者」を「教育委員会の委員」から「教育委員会の教育長」に改め、「委員の定数」を「16人」から「16人以内」に、「委員の選任方法」を「教育委員会の教育長および委員の代表1名をもって充てる」から「教育委員会の教育長および委員の中から選任する」に改めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

議案関係資料は、20ページから28ページでございます。

第5号議案「幸田町国民健康保険税条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行及び課税額の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、国民健康保険税の一部を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てることを規定し、資産割額を廃止し、課税方式を4方式から3方式に変更いたします。

それに伴います基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の改正をいたしまして、これに伴う、法定減免におきます減額する額の改正を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

議案関係資料につきましては、29ページから33ページでございます。お願いいたします。

第6号議案「幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、本条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律におきます、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

第1条で幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を、第2条で幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部につきまして、後期高齢者医療制度における住所地特例の資格取得が認定を受けるまでの間の医療費についての助成を行う旨の規定を追加するものでございます。

第3条では、国民健康保険の住所地特例の適用を受けて施設等に入所等をしてきた被保険者が、引き続き後期高齢者医療制度に加入した場合は、保険料を徴収すべき被保険

者とする旨の規定を定めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

議案関係資料につきましては、34ページから35ページでございます。よろしく
お願いいたします。

第7号議案「幸田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険
法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険
法等の一部を改正する法律におけます、国民健康保険法の一部を改正するとともに、
条例の一部を改正するものであります。

国民健康保険の運営に関します事務を、県と市町村で分担することとなることから、
従来の「国民健康保険運営協議会」の名称を県の協議会と区別するため、「幸田町国民
健康保険運営協議会」に名称を変更するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

議案関係資料につきましては、36ページから38ページでございます。

第8号議案「幸田町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び第7
期介護保険事業の運営に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期におけます
介護保険料率を改正し、介護保険料を算定するに当たりまして、譲渡所得の特別控除後
の額を勘案するために改正を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

議案関係資料は、39ページから42ページでございます。

第9号議案「幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について」
であります。

提案理由といたしましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要
があるからでございます。

改正の概要につきましては、引用規定の整理をするものであります。都市計画法で新
設された「田園住居地域」を建築基準法「別表第2」の8項の(ち)項へ追加したこと
による項ずれを「幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例」においても修正す
るものであります。

この条例改正の前提となる都市計画法に基づく手続としまして、幸田町都市計画審議
会の答申を平成30年1月18日に、愛知県知事の同意は2月6日に得ております。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議案関係資料は、43ページから44ページでございます。よろしくお願いいたしま

す。

第10号議案「幸田町都市公園条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、都市緑地法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、都市公園に運動施設を設ける場合において、その敷地面積の総計が当該都市公園の敷地に対して超えてはならない割合を100分の50と定め、その他、引用条項の整理をするものでございます。

都市公園法を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、都市公園法に公園での公募設置管理制度の規定が新設されたことによる条ずれが生じたため、幸田町都市公園条例の罰則規定第19条においてもその条ずれを修正するものでございます。

また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行にあわせて行われる、都市公園法施行令を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、都市公園に設ける運動施設に係る面積割合について100分の50を参酌し各自治体の条例でその割合を定めることとなり、幸田町都市公園条例第2条の3を新設するものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の25ページでございます。

議案関係資料は、45ページから47ページでございます。お願いいたします。

第11号議案「幸田町営住宅条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、認知症患者等である町営住宅入居者の収入申告義務を緩和するものと引用条項の整理をするものでございます。

公営住宅法を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、公営住宅法に認知症患者の収入申告義務の緩和規定が追加され、公営住宅法施行規則においても同修正とあわせ削除条の第7条へ第8条を繰り上げる整備が行われましたので、幸田町営住宅条例第16条第2項において施行規則の表記を第7条へと修正するものであります。

なお、第14条、第40条、第41条においても同様の条ずれ修正を、第15条、第16条第1項、第3項、第32条第2項においては、引用条項等の整備をしております。施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案関係資料は、48ページから51ページでございます。

第12号議案「町道路線の認定及び廃止について」であります。

町道路線を認定及び廃止するため、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、土地区画整理事業と道路改良工事によるもので、

「本丸4号線」を初め27路線であります。

内訳といたしましては、菱池地内における幸田岩堀土地区画整理事業の公共施設管理引き継ぎに伴う廃止路線が「銘鍛冶1号線」初め8路線、廃止認定路線が「菱池蔵前1号線」を初め2路線、新規認定路線が「銘鍛冶菱池蔵前4号線」を初め14路線、菱池字本丸地内における道路改良工事の事業実施に伴う廃止認定路線が「本丸4号線」の1路線、新規認定路線が「本丸5号線」を初め2路線であります。

以上27路線に係る認定及び廃止を行うものでございます。

以上が第2号議案から第12号議案までの単行議案であります。よろしく願いをいたします。

続きまして、第19号議案から第27号議案にわたって、平成30年度幸田町会計別の当初予算の概要につきまして、一般会計から順次、説明をさせていただきます。

「平成30年度予算書および説明書」をごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、第19号議案「平成30年度幸田町一般会計予算」についてでございます。

予算書および説明書の13ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ155億2,000万円と定めるものであります。前年度比100.9%で、1億4,000万円の増であります。

第2条「債務負担行為」につきましては、18ページの「第2表債務負担行為」のとおり、固定資産土地評価業務に要する経費につきましては、期間を平成31年度から32年度まで、限度額を2,300万円とし、また、学校法人藤田学園が行う大学病院の整備支援に係る負担金につきましては、期間を平成30年度から31年度まで、限度額を7億7,550万円とし、債務負担をお願いするものであります。

第3条「地方債」につきましては、18ページの「第3表地方債」のとおりでございます。全国瞬時警報システム受信機整備事業に500万円、道路改築事業に6,800万円、橋梁改修事業に2,200万円、北部中学校整備事業に1億5,000万円、地区公民館整備事業に2,500万円を予定しております。

また13ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、第4条「一時借入金」の最高額は、10億円と定めるものでございます。

第5条では、歳出予算の流用の取り扱いについて定め、記述のとおりお願いするものでございます。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照いただきたいと思っております。

予算の内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思っております。

まず、10款町税であります。町税全体で85億2,350万円といたしました。個人町民税は、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより、26億2,600万円、また法人町民税は、自動車関連企業の増収により、8億800万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては、農地の宅地化による増加、家屋分につきましては、評価がえの減価による減少、そして償却資産分につきましては、企業の設備投資

の促進による増加を見込み、固定資産税の総額は、44億3,700万円といたしたものであります。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることに伴う増により、9,650万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりと加熱式たばこへの移行による減を見込み、2億5,000万円といたしました。

次に28ページをごらんいただきたいと思います。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向にあるため300万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税の家屋分の評価がえの減価による減少により、3億300万円と見込みました。

次に、15款地方譲与税につきましては、実績を踏まえ、1億4,800万円といたしました。

20款利子割交付金につきましては、実績を踏まえ、1,000万円とし、21款配当割交付金につきましては、少額投資非課税制度の利用者の増加により、2,900万円といたしました。

次に、30ページをお願いいたします。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式売買の譲渡益の増加を見込み、2,600万円といたしました。

23款地方消費税交付金につきましては、実績を踏まえ、7億4,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の減少により、1,800万円とし、30款自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しにより、8,300万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、実績を踏まえ、4,800万円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

次に、32ページでございます。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、500万円といたしました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料の保護者負担金の増により、2億4,183万6,000円といたしました。

次に、32ページから35ページをまたお願いいたします。

50款使用料及び手数料につきましては、直接搬入ごみの処分に係る手数料の増などにより、2億4,807万2,000円といたしました。

36ページから39ページをお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、介護給付費に対する障害福祉サービス費等負担金、認定子ども園に対する施設型給付費負担金、児童手当負担金、町道野場横落線整備等に

対する社会資本整備総合交付金などであり、総額を12億9,279万8,000円といたしました。

次に、38ページから45ページでございます。お願いいたします。

60款県支出金につきましては、子ども医療費補助金、多面的機能支払交付金、道路橋梁改良費補助金などでありまして、総額を8億4,136万5,000円といたしました。

次に、46ページでございます。

65款財産収入につきましては、基金利子、財産貸付収入などが主なもので、総額を836万6,000円といたしました。

70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なもので、総額を15億1万8,000円といたしました。

48ページをお願いいたします。

75款繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、基金財源で補填することとしておりますが、全体の財源調整及び事業推進のために財政調整基金、教育施設整備基金等からの繰り入れを行い、総額で6億7,778万2,000円といたしました。

80款繰越金につきましては、前年度と同様の3億円といたしました。

48ページから57ページをお願いいたします。

85款諸収入につきましては、小中学校給食費等が主な収入でありまして、総額を5億926万2,000円といたしました。

次に、56ページの下段をごらんください。

90款町債につきましては、先に説明いたしましたとおり、全国瞬時警報システム受信機整備事業を初め5事業で起債することとし、総額を2億7,000万円といたしました。

以上が、「平成30年度幸田町一般会計当初予算」の歳入の概要であります。

続きまして、歳出にいきたいと思います。

歳出の款の総額につきましては、22ページをごらんいただき、その予算内容につきましては、58ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき説明をさせていただきますので、別冊となっております「平成30年度当初予算概要」の5ページ・6ページにあります「平成30年度一般会計予算款別・性質別一覧表」をごらんいただきたいと思っております。

まず、人件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で、対前年度比100.5%の64億7,164万6,000円となっております。その主な要因といたしましては、人件費が職員の低年齢化等により減額となり、また公債費につきましても町民プール建設事業を初めとする起債の償還が終了することにより減額となりましたが、児童手当や障害者福祉に係る扶助費が対前年度比109.4%の23億8,073万3,000円と増額となったことによるものであります。普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で、対前年度比95.1%の16億1,021万2,000円となっております。

普通建設費の主なものとしたしましては、議場放送設備改修工事、岡崎市こども発達センター整備負担金、幸田保育園大規模改修工事、道路新設改良事業（町道芦谷1号線他）、幸田駅前駐輪場整備工事、県営土地改良事業負担金、北部中学校増築工事、小学校給食用エレベータ改修工事等であります。

物件費、維持補修費、補助費等などのその他の経費につきましては、総額で、対前年度比102.7%の74億814万2,000円となっております。その主な要因としたしましては、補助費等は、町税過誤納還付金などの減により減額となりましたが、物件費では職員用パソコンの購入費、維持補修費では町民会館各種設備の維持補修費、その他、医療施設整備基金への積立金などが、増額となったことによるものであります。

以上が、「平成30年度幸田町一般会計予算」の概要でございます。

続きまして、第20号議案「平成30年度幸田町土地取得特別会計予算」についてでございます。予算書および説明書の153ページからをごらんいただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2,139万3,000円と定めるものであります。対前年度比56.2%、1,668万3,000円の減であります。減額の主な要因としたしましては、一般会計等への土地の売り払いによる財産収入の皆減によるものでございます。

続きまして、第21号議案「平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算」についてでございます。179ページからでございます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ34億2,782万7,000円と定めるものであります。対前年度比89.2%、4億1,689万3,000円の減であります。減額の主な要因としたしましては、国保制度改正による県単位化によるものでございます。

続きまして、第22号議案「平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、221ページからをごらんいただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億934万4,000円と定めるものであります。対前年度比102.2%、872万9,000円の増であります。増額の主な要因としたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことによるものでございます。

続きまして、第23号議案「平成30年度幸田町介護保険特別会計予算」につきましては、249ページからでございます。ごらんいただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ18億5,300万9,000円と定めるものであります。対前年度比95.3%、9,058万9,000円の減でございます。減額の主な要因としたしましては、介護サービス給付費等の減少を実績に基づき見込んだことによるものでございます。

続きまして、第24号議案「平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算」につきましては、291ページからでございます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,376万9,000円と定めるものであります。対前年度比66.9%、1億1,059万6,000円の減であります。減額の主な要因としたしましては、電線類地中化の事業費減によ

るものであります。

第2条「地方債」につきましては、294ページの「第2表地方債」のとおり、幸田駅前土地区画整理事業において、電線類地中化等で2,970万円の起債を予定しております。

続きまして、第25号議案「平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、323ページからでございます。お願いいたします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,619万円と定めるものであります。対前年度比102.2%、763万3,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、処理場の維持管理費の増によるものでございます。

続きまして、第26号議案「平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算」につきましては、355ページからを御参照いただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億5,348万9,000円と定めるものであります。対前年度比99.99%、9万2,000円の減であり、前年度と比べれば同額であります。

第2条「地方債」につきましては、358ページの「第2表地方債」のとおり、公共下水道事業で990万円、流域下水道事業で1,800万円、企業会計移行事業で2,200万円の起債を予定いたしております。

続きまして、第27号議案「平成30年度幸田町水道事業会計予算」につきましては、383ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、8億2,627万7,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億3,111万6,000円を計上し、収益的収支差引は、9,516万1,000円となっております。

次に、資本的収入につきましては、1億5,255万7,000円を計上し、資本的支出につきましては、3億7,734万9,000円としております。これにつきましては、区画整理事業関連や重要給水施設への配水管布設工事などを計上し、推進してまいります。

資本的収支における不足額の2億2,479万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしております。

以上、第19号議案から第27号議案までの平成30年度幸田町会計別当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。

単行議案11件と当初予算関係9件でございますが、慎重審議の上、全議案とも御可決、御承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月7日水曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、2時10分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。御苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年3月2日

議 長

議 員

議 員